

発信者情報開示請求事件 —会員制ネットサービスに登録された電子メールアドレス が「発信者情報」に該当すると判断した事例—

裁判例 知財高判令和3年3月11日（令和2年（ネ）第10046号）
（裁判所ホームページ知的財産裁判例集）（以下「本判決」という。）

知的財産法研究会
弁護士法人かける法律事務所
弁護士 細井 大輔

第1 本判決を検討する意義

1 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「プロバイダ責任制限法」という。）4条1項において、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、以下の①及び②の事由があるとき、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（開示関係役務提供者）に対し、当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報の開示を請求することができるとしている（発信者情報の開示請求）。

- ① 侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。
- ② 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

2 開示の対象となる発信者情報とは、「氏名、住所その他の侵害情報の発信者¹の特定に資する情報²であって総務省令で定めるもの」をいい（プロバイダ責任制限法4条1項）、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一

1 「発信者」とは、「特定電気通信役務提供者の用いる特定電気通信設備の記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を記録し、又は当該特定電気通信設備の送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を入力した者」（プロバイダ責任制限法2条4号）と定義されている。